

令和8年度  
高度救命用資器材 仕様書

府中町消防本部

## 令和8年度 高度救命用資器材 仕様書

### 1 総則

この仕様書は、府中町（以下「当町」という。）が令和8年度に納入する災害対応特殊救急自動車（以下、「高規格救急自動車」）に積載又は搭載する高度救命用資器材（以下「資器材」という。）について定める。

### 2 規格

- (1) 資器材は、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）に定めるほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という。）、薬機法施行令、薬機法施行規則及びその他関連法令の規格に適合するものであること並びに高規格救急自動車に、その機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるものであること。
- (2) 資器材の内訳は、別表に掲げるもの又はその同等品以上とし、高規格救急自動車の使用に支障のないように取付けを行うこと。
- (3) 仕様打合せ  
積載方法及び取付け方法については、当町職員と細部にわたり十分な打合せを行うこと。
- (4) 資器材は、最新式資器材及び付属品等を備え、補修用品については、調達及び修理等が速やかにできるものであること。
- (5) 受注者は、本仕様をよく検討して十分熟知のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は、すべて当町の解釈に従うものとする。

### 3 提出書類

受注者は、納入に際して次のものを提出すること。

- (1) 資器材の一覧表
- (2) 資器材の保証書
- (3) 資器材の取扱説明書
- (4) 高度管理医療機器等販売業許可証の写し

### 4 検査及び保証等

#### (1) 検査

検査は、本部検査員と受注者が立会いのうえ実施し、検査合格と認めた場合に引渡しを受け、その後、高規格救急自動車へ収納及び取付けを行うこと。

#### (2) 保証

保証期間は、本品検査受領後1年間とする。ただし、納入者（又は製造者）の責任に属する不良箇所が生じた場合は、保障期間経過後においても無料で修理又

は良品と取替えを行うものとする。

(3) 技術指導

受注者は、本部が別に指示するとおり、資器材の取扱いについて技術指導を行うこと。

5 資器材

(1) 資器材一覧 別表 1

(2) 酸素ボンベの製造年月日については、完成検査から起算して6ヶ月以内のものを使用すること。

(3) 資器材は、納入時最新のものとする。

6 納入期限

令和9年3月31日(火)

ただし、昨今の社会情勢等の影響等で期限までに納入できない場合は、当町と別途協議する。

7 納入場所

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番9号 府中町消防本部

8 本仕様等について疑義が生じた場合は、当町職員と協議のうえ決定すること。